

### 第3回 真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会 会議録

- 1 開催日時 令和8年2月13日(金)
- 2 開催場所 真鶴町役場3階 議員控室
- 3 出席委員 (委員5名、オブザーバー1名)  
委員長 加藤 龍  
副委員長 村田 知章  
委員 堀 杏奈  
委員 山崎 佳奈  
委員 海野 弘幸  
オブザーバー(議長)  
天野 雅樹
- 4 欠席議員 なし
- 5 執行部 なし
- 6 書記 議会事務局長 露木 克之
- 7 証人 青木 一広
- 8 傍聴人 齋藤伸子議員、木村勇議員、報道3社
- 9 議題 (1) 証人尋問  
(2) 提出記録の確認等について  
(3) 第4回委員会の開催について  
(4) その他
- 10 審議内容 別紙のとおり
- 11 開会時刻 午前9時00分
- 12 閉会時刻 午前10時30分

(別紙)

(午前9時00分開始)

委員長 ただいまから第3回真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会を開会いたします。

委員長 本日の会議は、インターネットによりライブ配信を行いますので、ご承知おきください。

委員長 欠席委員はありません。

委員長 傍聴は報道の方3名、木村議員、齋藤議員を許可しております。議長はオブザーバー出席です。

委員長 本日は報道機関からの撮影及び録音の申し出があります。申し出に対する可否と証人尋問についてはいわゆる頭撮りでの対応といたしたく委員の皆様

様にお伺いいたします。

委員長 頭撮りのみの許可でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議なしと認めます。

委員長 それでは議題に入ります。議題括弧1、証人尋問です。

委員長 本件について出頭を求めた証人は、青木一広君の以上1名であります。

委員長 それでは証人に入場していただきます。暫時休憩いたします。

(証人入場)

委員長 再開します。証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。本委員会へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員長 証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定によるものであり、また、これに基づいてこの尋問には民事訴訟法に関する規定が準用されることとなっております。

これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、また、あったもの。後見人と被後見人の關係を有する者が、刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名譽を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭司の職にある者又はこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実で黙秘すべきものについての尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について疑問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出を願います。

それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、又はあったもの。後見人と被後見人の關係にあるものに著しい利害關係がある事項について尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3ヶ月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

委員長 なお、本委員会は公開としております。発言は個人情報に関する事項以外

は全て公開されることをご承知おきください。

委員 長           それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。  
傍聴の方も含めまして、全員ご起立を願います。

(全員起立)

委員 長           宣誓を朗読願います。

青木一広           宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和8年2月13日。青木一広。

委員 長           ご着席ください。

委員 長           それでは証人に宣誓書に署名、押印をお願いします。

委員 長           この際暫時休憩いたします。

(署名、捺印後)

委員 長           それでは再開いたします。

委員 長           これから証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときはおかけになっていただいてよろしいですが、お答えの際は、恐縮ですがご起立を願います。

また、委員各位に申し上げます。委員におかれましては不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、また、証人の人権に十分留意されますようお願いいたします。

また、質問に対して証人は、自己の体験した事実のみを述べるものでありますので、証人に意見や考えを求めることはできません。さらに疑問は捜査ではありませんので証人を責めるような口調態度であってはなりません。

委員各位におかれましてはご注意を願います。

委員 長           それでは青木一広証人から証言を求めます。

最初に私から人定事項をお尋ねいたします。

青木一広証人の氏名、住所、職業、生年月日についてはお配りした紙に記載の通りで間違いありませんでしょうか。

青木一広           相違ありません。

委員 長           では、私からお尋ねをいたします。質問は一問一答形式で行います。それでは質問いたします。

まず、今回ハラスメントの相談事案があり、そのあとアンケートをとっているかと思うのですが、今回アンケートを取る経緯についてお答えください。

ここで一点諸注意ですが、疑い事案の中身であったり、個人情報、相談した方の個人特定に当たるような部分に関しては、後ほど非公開の場がありますので、そういった場でお答えいただければと思います。今公開されておりますので、その点だけご留意いただいた上で今回のアンケートをとる経緯をお答えください。

青木一広           今回アンケートを実施するに至った経緯につきましては、ある職員が、私

の方にハラスメント案件的な事案があるという訴えを受けて、実施したものでございます。

委員長 ありがとうございます。もうちょっと細かくお聞きしたいのは、その相談があって、アンケートを取るまでに至った庁内での経緯を知りたいのですけれども対応に当たった方は、どなただったのでしょうか。

青木一広 対応にあたった職員につきましては、私と部下の者と副町長になります。

委員長 さらに詳しくお聞きします。アンケートを取る部分の経緯について今お聞きしていて、その部分を少し細かくお聞きかせいただいているのですが、そもそもアンケートの設問上は、対象者は、ハラスメントをどなたから受けたかっていう、対象者はこういった形で設問には掲載されていたのでしょうか。

青木一広 今回の案件につきましてはの申し出は町長からのという部分がありました。よって対象につきましては、その当該対象に対しての案件が他にないかという部分を調べるという意味でアンケートを実施した次第です。

委員長 町長からのというお言葉があったのですけれども、それは相談事案が町長からのというところでよろしいですか。

青木一広 申し出者からは対象者として示された部分であります。

委員長 今はその申し出者からの部分というような話があったのですけれども、すいません先ほど細かくお聞きしましたのが、そのアンケートの設問上はどなたが、どなたからハラスメントを受けたものとなっていたのでしょうか。

青木一広 町長からのハラスメント案件が他にないかという部分であります。

委員長 ということはアンケートの設問上は町長からハラスメントを受けたことがありますか。というものだったというところでよろしいですか。

青木一広 はい。相違ありません。

委員長 一点、よろしいでしょうか。アンケートにつきましては、誰からハラスメントを受けたのかが、選べるようになっていたかと思うのです。1人ではなくて。そこは私の認識の間違いですか。

青木一広 今回設題につきましては質問事項を作成するにあたり決裁を受ける経緯の中で、対象者が現行の状態になったという次第であります。

委員長 すみません。対象者の後もう一度よろしいですか。

青木一広 対象者。当初は町長とその他というような設題ではあったかと思いますが、その後、決裁を受ける中で設問ですね。内容が変更になった部分ではございます。

委員長 今の設題の話なのでアンケートを取るまでの経緯、また細かく聞いている状態になりますが、決裁を受ける中で、町長その他から変更したっていう話だったのですけれども、その決裁者は誰ですか。

青木一広 今回に関しましては副町長が決裁としました。

委員長 決裁を受ける中で変更して、決裁を受ける前は町長その他だったものが決裁を受けた後、どのように変わったかというのを少し細かく教えていただけますか。

青木一広 対象者としまして、今回設問は特別職及び管理職とその他という形で設問は変更となりました。

委員長 今、特別職と管理職その他、特別職と管理職というふうに変わったという話ですが、アンケートに関しましては、どなたが見る前提で周知されていたのでしょうか。

青木一広 私たち正職員及び会計年度任用職員に対してアンケートを実施するという対象としました。

委員長 アンケートを取る対象は、正職員とか会計年度任用職員ということで理解はしているのですけれども、その回答結果をどなたが見るところで周知がされていたかというのを伺いしてよろしいですか。

青木一広 内容の確認につきましては副町長及び私、あと人事関係をする係長の3名ということで限定しておりました。

委員長 一点お聞きします。アンケートの対象が特別職と管理職を含む中で、一方でアンケートを回収してみるという中に特別職である副町長と管理職である担当課長が含まれているというのは、矛盾に感じる部分もあるのですが、なぜそのような形になったのでしょうか。

青木一広 内容についても第三者的なものの方で確認をしていただくかという部分もあったのですが、当面3人で確認をした上で、事案確認をした上で、今後展開をしていこうと考えた次第でありました。

委員長 職務の対応上その3人というのが見るのが自然なことであると思うのですが、ただ反面その決裁時に設問を変更したことで、その3人も対象者に含まれるようなアンケートの書きぶりになってしまっていて、そこで矛盾が発生していると思うのですが、なぜそのような状態に決裁の段階で変更されたのかというのはお答えいただけますでしょうか。

青木一広 正しい回答になっているかわからないですが、今回特定の対象者をアンケートするのではなく、広く組織運営、風通しの良いための運営の参考とするためということと意味をして対象範囲を広げたという次第でありまして、閲覧者につきまして矛盾は生じている感じはしているのですが、その部分を含めて実施した次第ではございます。

委員長 次の質問に移ります。ハラスメント相談窓口にハラスメントに関する申し出が職員からあったとのことだったのですけれども、今回のアンケートが期間を2年間とした理由についてちょっと伺えますでしょうか。

青木一広 今回に関しましては、現町長の就任という2年を参考にし、以前の特別職等の案件について、証言を得たとしても今後の要するに組織運営上の参考にはならない部分はあるのではないかとということで、2年とさせていただきます。

委員長 先ほどもうお話ですと広く対象取って今後の参考にするということですが、その2年間に関しては、現体制のみに限定しているということで、そこも少し矛盾は感じるのですが、その点は、というのは単純に言ってしまうと、

あの管理職等々も入れたわけで、例えば、特別職というふうな枠にした場合に、教育長は2年前、2年より以前からいらっしゃったかと思うのですね。多くの方がその枠で2年前以上に該当する状態で、広く運営の参考にしようというのにも関わらず、2年と期間を限定したというのは少々矛盾を感じるのですが、それはなぜそのようなところで広く取れるという判断に至ったのでしょうか。

青木一広 当初のアンケート実施の対象者の部分が名残というか、そういった意味で2年という形で話を進め進んでしまった部分と感じております。

委員長 では、次の質問に移ります。今回の疑い事案につきまして、相談から現在までの対応を、今アンケートの経緯を伺いしましたが、時系列でお話いただけますでしょうか。今後注意事項といたしましては、個人特定に繋がる恐れなどがあると判断する場合には日付や例えば場所ですとか、そういったものは、ある程度曖昧さを持ってお答えいただいても構いませんので、おそらく相談がまずあったところからの話になると思うのですが、その後庁内でどのような対応がとられたかというところをお答えいただければと思います。

青木一広 この発端について説明をすると、ちょっと個人が推認できてしまいますので、そこは後ほどということで、相談を受けた結果、当該対象者は本来、今、現規定上では想定外であったところですが、その部分、調査を進めるにあたっては、他の機関等にもちょっと相談をした上で、職員並みと同じような調査を進めるということ、という話を伺いましたもので、調査を実施するものと認識し、副町長の方に相談をかけたところでありまして。副町長の方から実施について了承を得られたというところから、アンケート、設問等の作成をした上で、最終的に決裁を受け、実施した次第でございます。

委員長 その相談があってから、いろいろなところに、外部にも相談をしたという話だったのですけども、その中で決裁、アンケートを取るに至るまで、というのは、大体どのくらいの期間が経っているのでしょうか。

青木一広 事象案件があったのが10月の半ばあたりかと思えます。その後、他機関へ相談、副町長へ相談した上で、11月ぐらいから当該作業に取りかかった上でありますが、他の業務との兼ね合いから、なかなか設題等の確定、調査の仕方ですね、そういった部分もなかなか定まらない中で、調査実施に至ったのが12月中旬ということになった次第であります。

委員長 次に、議会がもしこの百条委員会を設けず、本件関与しなかった場合、今後どのような対応を講ずる予定でありましたでしょうか。

青木一広 確定的な今後の動きというものは決まってはなかった部分ではあります。まずは実施をしようとした上で、今後その内容に応じて案件等が取れるのであれば、識者等にまた相談をかけて、本来これがハラスメントに該当する案件かどうかという部分はお判断いただきたいなというふうに思いました。その後、何かしらの発信、議会に対しての発信になろうかとは思いますが、なるのではないかとということで、部内では話はしていたところではございま

す。

委員長　もう一点お聞きします。今、現段階ですけども、議会が百条委員会を設けて、今このように本日証人にも来てもらってお話を伺いさせていただき、本件に関する調査をしているのですが、その中で、先ほどお伺いした想定していた対応というのと何か変更点があった。例えば、議会がやっているのであれば、調査をストップするとか。そういったものが、もし対応の想定に変更点があるのであれば教えてください。

青木一広　　すいません。まだアンケートの実施した上で、内容の方の精査ですね。その部分についてはまだ進めていない部分があります。その辺についてある程度識者にご見解いただきたいなというふうには考えているところではございます。

委員長　　と、言いますと百条委員会が立とうと、立たなかりょうと庁舎内での対応は変わらず行っているというような状況でよろしいですか。

青木一広　　そのように考えているところでございます。

委員長　　今ここでちょっと一つお伺いしたいのが、真鶴町役場として、このハラスメントの疑い事案、10月半ばに相談があったということですけども、事態の収束とかまでってどの程度の期間を考えていらっしゃるものでしょうか。通常に対応等含めて、その期間というのがあるのであれば、お答えいただきたいです。

青木一広　　今回に関しては、特別職に関する部分なので一般職に関しましては、例えば規定上の審査会を立ち上げた上で、処分等の対応が図られるとは思いますが、今回に関しましてはちょっと一つの案件につきましては特別職ということで、その対応につきましてはちょっとまだ苦慮しているところではございます。

委員長　　対応に苦慮する部分、具体的に1例、2例程度でいいので、どういった部分が普通と違うのでしょうか。

青木一広　　今回の案件。例えば特別職に関した部分につきましては他の団体さん等の事例を見ますと、処分ではなく公表という形になる部分であったかなと思います。その部分がまだどのように対応していいのかという部分は検討中ではございます。

委員長　　ちょっとまず一つお伺いしたいのが、今回その対応の経緯とここまで聞いてきて、今その時間、どのくらい定めているのかって、難しさっていう話があったんですけども今回冒頭で、ハラスメント疑い事案の、ハラスメント疑い事案を行ったとされる側は町長であるというお話があった中で、例えば今日百条委員会で資料要求したものの決裁印とかっていうのも町長になっているかと思うのですね。どうしてもトップとして関わらざるを得ない部分があるかと思うのですが、これまでの対応経緯の中で、町長が関わったポイントっていうのがあれば、今お話あった経緯の中でちょっとお答えいただきたいです。

青木一広　　今回アンケートを実施するにあたって、副町長から町長に対して、こういう実施をすることに対しての可否を伺った次第でそこで了承を得た上で、今回のアンケートを実施した次第ではございます。他に町長の関与する部分というのは、今回のデータ提供については、一旦識者の見解を得た上での提供にした方がよろしいという部分を、確認したところではございます。

委員 長　　識者による確認も、町長が判断されたということですか。

青木一広　　今回につきましてその進言というか提案につきましては副町長からの町長に対しての提案でありました。

委員 長　　まず、アンケートの実施の可否というのを、町長が可として今行われているわけではありますが、それは今お話あった通り副町長がその可否を求めたというところで、一つお伺いしたいです。先ほどのお話の中であった決裁者、副町長がそのアンケートの内容変更があったところに関わっているお話でしたが、アンケートの可否を取るのはその決裁の前ですか後ですか。

青木一広　　アンケート実施につきましてはその決裁の前ではございます。それを受けて事務を進めた次第でございます。

委員 長　　そのアンケート内容の変更に関与してますでしょうか。

青木一広　　そちらについては一切関与してございません。

委員 長　　当初、町長その他とするアンケートを変更した決裁は副町長ということだったのですけども、その変更そのものを進言した方はどなたですか。

青木一広　　設題について副町長と私と事務の者とで打ち合わせをした中での変更という部分で認識しております。

委員 長　　質問の仕方をちょっと変えます。決裁前のアンケートを作られたのはどなたですか。

青木一広　　我々事務方の方で他の団体さん等のアンケート内容を参考にし、大方のアンケート内容を作成しました。それを副町長にご確認いただいた上で、作成した次第でございます。

委員 長　　といいますとアンケートの設問内容を変更したのは、作成した方と副町長の打ち合わせというところだと、作成した方はそれでいいと思って持っていたものが変更されているということであれば、変更の進言は副町長からあったということよろしいでしょうか。

青木一広　　こちらとしてはやはりよりよい職場作りを目的ということであれば、こちらの設題変更については特に問題はないというか、この形で進めるものでいいというふうに認識した次第でございます。

委員 長　　質問はアンケートの設問の変更を言い出したというか、当初、最初に言ったのはおそらく今の作成者と作成者がこれでいいと思って持っていたものが決裁で変更されて、その決裁時の協議っていうのは作成した方と副町長で行われたのであれば、自然に考えると副町長が変更を進言したと見るのが普通なのですが、それで間違いはないですかという問いです。

青木一広　　そのようであればその通りでございます。

委員長 次に今回以前の疑い事案の詳細についてお伺いいたします。報道等で以前これ以外にも疑い事案が過去にあったという報道が出たかと思うのですが、失礼しました、質問飛ばしてしまいましたのでちょっと1回戻ります。今回以前の疑い事案の有無についてお答えいただければと思います。報道等で疑い事案があつた、おそらく今回、あの冒頭で述べられていただいたものがあつたというお話が各種報道に出ていたりはそののですが、それ以前に、かつ今回のアンケートも2年と。期間2年として捉えておりますので、この2年間の中で、それ以外に疑い事案があつたかどうかお伺いします。

青木一広 今回につきましては事案としましてはあつたと。当人から庁内イントラネットに、こういったことをしてしまった部分の旨の記載がございました。そういう事案は多分その回答になるのではないかと思います。

委員長 その当人というのはどなたでしょうか。

青木一広 町長からの町長としてそういったハラスメントをってしまった部分の記載ですね。もあつたと思います。

委員長 私今、広くその担当課として処理したハラスメント疑い事案があつたかどうかというのを伺いはしたのですが、ただ今、ちょっと当人からイントラネットの中にそういったものがあつたということだったので、すいません、それは担当課として対応は行ったのでしょうか。

青木一広 その案件につきましては町長、副町長との間でのやり取りでたものであります。

委員長 副町長間というのがどなたと副町長間でしょうか。

青木一広 その案件につきましては当事者と、町長と副町長の間という形でやり取りがあつて、発信というふうに至つてはいたと思います。

委員長 今ハラスメント疑い事案として今当委員会調査を行っているのですが、それは当人同士の中でハラスメントと認めているということですか。

青木一広 そのイントラネットの中では、要するに相手に対して暴言を吐いた部分的な部分を申し出た部分を発信していたものであります。こちらについては、当事者2人との間でのやり取りであつたという部分で発信がされていたものであります。

委員長 今すいません2人というお話があつたのですが、その2人というのは、個人名が特定する場合はなくていいのですが、どなたとどなたであつたかというのをお伺いいただけますか。

青木一広 町長と副町長との間です。先ほどと同じ内容でございます。

委員長 すいません。そこについてもう少し詳しくお聞かせいただきたいのですが、そこについて、その事案の解決に至るまでとその解決となつたとされている事後についてもハラスメント等を担当する課としての関与はなかつたということよろしいですか。

青木一広 その件につきましては、当課についてそのお話をもちかけられた話ではなく、当事者同士でのそういった内容で発信がされたものでございました。

委員 長 証人にお伺いしたいのですけれども、担当課の課長としてお伺いしたいのですがそういった場合に関与しなくてもいい規定になっているのですか、当町は。

青木一広 それにつきましては本来すべきものではあったかとは思いますが、そういった形で発信が先にされたっていう部分ではあるかと思えます。

委員 長 発信が先にされたというところだと、おそらくその件に関しましては、おそらくハラスメントに遭った方というのは職員だと思うのですが、職員と町長間、副町長、副町長間で解決がされてしまってその後の発信になったというところでしょうか。

青木一広 本案件につきまして、当課として内容の経過である結果については、正直把握しているところではない部分ではございました。

委員 長 お伺いします。ここがハラスメント、これ疑いじゃないのもうはっきり被害者って言いますけど、ハラスメント被害者。その事案に関する方、属性がちよっとばれてしまうとかそれで個人特定に繋がってしまうっていうことでしたら、お答え後で結構ですが、例えば一般の職員であれば上司や同僚の方がいるかと思うのですが、そういった方にも相談なしに、その当事者間のみ。言ってしまうと登場人物としては3者のみでやり取りがされたというところで間違いはないですか。というのは、他にそれを知り得ている相談を受けた職員の方とかはいなかったのかというところですか。

青木一広 本案件につきましては、多分町長から副町長に対して私こういうことをしてしまいました的な部分を多分申し述べ、副町長からは、こちらにつきましてはハラスメント的な部分であるので改めるように言ったような忠告を受けた。という部分を発信されたというところで、例えば被害者的な方についての対応という部分は多分なかったのか、どうかっていう部分もちよっとこちらも把握はしていない状況ではございます。

委員 長 もう一点お伺いしますが、イントラネット上にその町長ご自身からハラスメントのようなことをしてしまったという発信があって、それは例えば、してしまった相手が特定されるような書き方ではあったんですか。

青木一広 発信についてはそういった限定的な把握できるような内容ではございませんでした。

委員 長 わかりました。

委員 長 その後で。

委員 長 ここからの質問につきましては秘密が含まれる部分、個人の秘密が含まれる部分もでございますので、非公開にて進めさせていただきたいのですが、委員の皆様は秘密会としますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員 長 では、一旦暫時休憩いたします。

(午前 10 時 20 分 再開)

委員 長 それでは再開いたします。

委員 長 撮影に関しまして申し訳ございません。頭撮りを許可したのですがここから撮影 OK だという委員長からの伝達、報道の方にありませんでしたので、今から少し許可をさせていただこうと思います。

委員 長 報道の方の撮影を許可します。

委員 長 続きまして先ほど秘密会に入る前に、秘密会の決まりごとの読み上げを失念しておりました。申し訳ございません。一応確認をさせていただきます。

秘密会は通常通り真鶴町議会委員会条例第 18 条の規定により委員会に諮ることとなっております、それに基づいた意思の確認をさせていただいたかと思っております。また、秘密会は 2 点ほどお伝えすることがございまして、秘密の保持についてとこれに反した場合に議員おかれましては懲罰の対象となり職員におかれましては地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることをご承知おきいただくものです。

2 点目に議事録についてですが、秘密会におきまして通常と同様に会議の内容として議事の記録をとりますが公表はしないというところでございます。

委員 長 こちらにつきましては皆様のご同意いただいたということで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員 長 ありがとうございます。

委員 長 一旦撮影の方はよろしいでしょうか。

委員 長 一応公開となりましたが、他に公開の部分での質問はありませんでしょうか。

山崎佳奈 ある職員から訴えがあったときに、相談だけで対応せずにアンケートを取るに至った理由を教えてください。

青木一広 今回アンケート実施に至った部分としましては、先ほどご説明した案件。町長からの発信の案件もありますので、他にないかという部分を含めて、これを機に実施した方がよろしいのではないかな、という部分で実施した次第でございます。

委員 長 他に質問はございますか。

委員 長 なしと認めます。

委員 長 では質問がございませんので、以上で青木一広君に対する尋問を終了いたします。

青木一広証人におかれましては長時間にわたりありがとうございます。ご退席いただいて結構です。

委員長 一度暫時休憩いたします。

(青木証人退出)

委員長 再開いたします。

委員長 それでは次に議題括弧2、提出記録の確認等についてです。お手元に配付しました資料の通りまず資料の1枚目が記録提出要求書の提出の延期についてという通知になります。

先に2枚目の記録提出要求書をご覧くださいますと、前回の委員会で決めました通り、ハラスメントに関するアンケートの提出された回答文書のこちらの村田副委員長からも進言がありまして無加工データを要求しております。

提出方法については別途協議をさせていただくということだったのですが、こちらの期限が2月10日の午後5時15分ということで定めさせていただいたのですが、2月10日になりまして10日間の延期の申し出がありました。その延期の理由としましては識者に確認をしたいため提出の延期を次の通りお願いしたく通知いたしますというところであります。

こちらにつきましては、一旦2月20日まで待つということになるのを認めて、待つことになるかと思うのですが、委員から何か意見はございますか。

海野弘幸 それを受け取る前に、私たちその内容はもらえるのですか。

委員長 そこに関しては秘密の保持を徹底した上で、ただ、きちんと委員の方も見ないと精査ができないと思いますので、そこに関しての方法は検討させていただきます。

海野弘幸 回答があるやつじゃなくて、どういふのを職員に対してアンケートをしたかっていうものだけ。回答が入っているものじゃなくて。

委員長 わかりました。そこに関しましては一応記録の提出要求が5日間。最短で5日間なので、今、例えば今日お出ししたとしても18日になります。そうすると、こちらの提出期間が20日なので2日しか変わらない状態になるかと思えます。

そうですね。来ないことも想定して、一応設問のみも記録を要求した方がよろしいですかね。

わかりました。では、まずアンケートの設問について、設問のみ記録要求。再度かけます。

こちらに関してはもう既にあるものを印刷していただくだけでですので、その最短の5日間で要求をしてしまってもいいのかなと思っておりますが、期限としてそれでよろしいですか。

あともう一点ですけれども個人的に今これも可能かどうかちょっと調べてからはなるのですが今回1月30日付けでこちらから要求をさせていただきました記録に関して。当該の担当部署が選挙管理委員会も兼ねている。かつ国政選挙があったということで、ある程度、時期を、時間的猶予を見て、

提出期限をこちら長めにとっていたものであり、かつ、あの提出しやすい形で内容も協議するというふうにはしていたのですが、提出期限になってこういった延長の申し出があるとなりますと、別の手立てを打つにしてもこちらとしても時間がなくなってしまい、次回にやらざるを得なくなってしまうというところがありますので、これはお願いベースになってしまうかもしれないんですが、延長の可否が必要な場合は、もう少し早く通知をいただくように強い希望は出そうかと思うんですが、委員の皆様もそれでよろしいですか。

委員 長            ありがとうございます。ではその旨記載した上で次からは証拠要求を行っていきます。

                    議題括弧2について何かございますか。

村田知章            イントラネットの情報もそれには出してもらえないのでしょうか。先ほども出て案件でどういう内容なのかちょっとわからない。なので、そこら辺のもし出させられるのであれば、そこら辺の情報も欲しいです。

委員 長            まずイントラネットの情報ですとデータ量が膨大になるかと思いますので、期間の指定、そういったものは必要かと思います。これに関しては、ちょっと一旦持ち帰らせていただいて確認をさせていただいてもよろしいですか。

委員 長            他にございますか。よろしいですか。

委員 長            では議題括弧3、第4回委員会の開催についてです。

                    本日、証人尋問行いまして、私としては副町長の証人喚問を行いたいと考えてはいるのですがそちらはいかがでしょうか。

委員 長            よろしいですか。

委員 長            では証人喚問行うとなりますと証人喚問の要請と共通事項尋問の通告書作成が必要になってまいります。共通事項尋問の通告書の作成のため1回委員会を開く必要がありますので、お手数ですが2月の18日。議会運営委員会がある日なのですけれども、その日に共通質問事項のすり合わせだけ短時間で行うような委員会を開催する百条委員会開催させていただきたいですがよろしいでしょうか。

委員 長            ありがとうございます。

                    そうしましたら、2月の16日までに事務局宛にメールで皆さん共通事項尋問として聞くべきことを、聞きたいことがありましたら、メールでお送りいただければと思います。16日の締め切りをあとこちらでまとめる作業をさせていただきますまして、案として出させていただきますと思っております。

                    すいません。そうしましたら第4回が2月18日となります。

委員 長            議題括弧3は終了いたします。

委員 長            議題括弧4、その他です委員から何かありますでしょうか。

                    なし。

                    事務局から何かありますか。

委員 長            以上で議題は全て終了しました。

                    これをもって第3回真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会

を閉会いたします。  
長時間ご苦勞さまでした。